

事案1(出勤打刻の不正等の協力者及び同一行為者)

No.	補職	年齢	職種	事案概要	処分
1	係員	54歳	技能職員	元職員の指示により、令和7年7月、超過勤務命令時に退勤時刻を記録せず退勤し、他人に実際より遅い退勤時刻を勤怠管理用のICカードリーダー(以下「カードリーダー」という。)へ打刻させ、約3千5百円の超過勤務手当を不正受給するとともに、退庁時には、勤務中の同僚職員に公用車で送迎させた。 また、令和8年1月、元職員の出退勤打刻を代行した。 さらに、令和6年4月から令和7年12月まで、月1～2回程度、元職員とともに公用車で私的に商業施設等へ立ち寄り、職務に専念する義務を怠った。	停職3月
2	係員	52歳	技能職員	元職員の指示により、令和7年7月、超過勤務命令時に退勤時刻を記録せず退勤し、他人に実際より遅い退勤時刻をカードリーダーへ打刻させ、約5千9百円の超過勤務手当を不正受給するとともに、退庁時には勤務中の職員に公用車で送迎させたほか、令和5年6月にも、公用車に私的目的で同乗して職場を離脱後、他人に実際より遅い退勤時刻をカードリーダーへ打刻させた。 また、令和5年4月から令和8年1月まで、月1～2回程度、元職員とともに公用車で私的に商業施設等へ立ち寄り、職務に専念する義務を怠った。	停職2月
3	係員	51歳	技能職員	元職員の指示により、令和7年8月、超過勤務命令時に退勤時刻を記録せず退勤し、他人に実際より遅い退勤時刻をカードリーダーへ打刻させ、約5千7百円の超過勤務手当を不正受給するとともに、退庁時には勤務中の職員に公用車で送迎させた。 また、令和5年4月から令和7年3月まで、月1～2回程度、元職員とともに公用車で私的に商業施設等へ立ち寄り、職務に専念する義務を怠った。	停職1月
4	係員	50歳	技能職員	元職員の指示により、令和7年7月及び8月、私的目的で公用車を使用して退庁する複数の職員を送迎し、実際には業務に従事していない時間について約9千2百円の超過勤務手当を不正受給した。 また、令和5年9月～令和7年10月まで、5回にわたり、元職員の出退勤打刻を代行した。 さらに、令和4年4月から令和8年3月まで、月1～2回程度、元職員とともに公用車で私的に商業施設等へ立ち寄り、職務に専念する義務を怠った。	停職1月
5	係員	54歳	技能職員	元職員の指示により、令和7年7月及び8月、私的目的で公用車を使用して退庁する複数の職員を送迎し、実際には業務に従事していない時間について約1万1千5百円の超過勤務手当を不正受給した。 また、令和6年4月から令和8年3月まで、月1～2回程度、元職員とともに公用車で私的に商業施設等へ立ち寄り、職務に専念する義務を怠った。	減給